2　平成二十二年四月二日から平成二十三年三月三十一日までに成立する移行型地方独立行政法人に関する第六十三条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当」とあるのは「子ども手当」と、同条中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第六条第一項」と、「受けているもの（同法第九条の規定により子ども手当の額の全部又は一部を支給されていない者、同法第十条の規定により子ども手当の支払を一時差し止められている者その他同法附則第二条の厚生労働大臣が定める者を除く。）」と、「児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）とあり、及び「児童手当又は特例給付等」とあるのは「子ども手当」と、「第七条第一項の」とあるのは「第六条第一項の」と、「第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第七条第二項」とする。

（判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の一部改正）

**第十七条**　判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

6　平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の特例）

平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）の規定により子ども手当の支給がされる弁護士職務従事職員に関する第九条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当法」とあるのは「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における児童手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定による児童手当法」とする。

（日本年金機構法の一部改正）

**第十八条**　日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

附則第七十五条を附則第七十六条とし、附則第七十四条の次に次の一条を加える。

（平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の特例）

**第七十五条**　機構が、平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法第二十二条第三項に規定する権限に係る事務及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法第二十二条第八項に規定する事務を行う場合における第二十三条第三項、第二十六条第二項、第二十七条第二項及び第四十八条第一項の規定の適用については、第二十三条第三項中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」とあるのは「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）（平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。）第二十条第一項の規定により適用される場合を含む。）」と、第二十六条第二項中「児童手当法」とあるのは「児童手当法（平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される場合を含む。）」とする。

（高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律の一部改正）

**第十九条**　高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

附則第六条中「。以下この条において同じ」を削り、「受けているもの（同法第十条（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定により子ども手当の支給がされる弁護士職務従事職員に関する第九条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当法」とあるのは「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における児童手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定による児童手当法」とする。

（日本年金機構法の一部改正）

**第十八条**　日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

附則第七十五条を附則第七十六条とし、附則第七十四条の次に次の一条を加える。

（平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の特例）

**第七十五条**　機構が、平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法第二十二条第三項に規定する権限に係る事務及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法第二十二条第八項に規定する事務を行う場合における第二十三条第三項、第二十六条第二項、第二十七条第二項及び第四十八条第一項の規定の適用については、第二十三条第三項中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」とあるのは「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）（平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。）第二十条第一項の規定により適用される場合を含む。）」と、第二十六条第二項中「児童手当法」とあるのは「児童手当法（平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される場合を含む。）」とする。

（高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律の一部改正）

**第十九条**　高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

附則第六条中「。以下この条において同じ」を削り、「受けているもの（同法第十条（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定により児童手当又は特例給付等の支払を一時差し止められている者その他平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）附則第三条の厚生労働大臣が定める者を除く。）」に、「児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件」を「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律第四条に規定する要件」に、「児童手当又は特例給付等」を「子ども手当」に、「第七条第一項の」を「第六条第一項の」に、「）の認定」を「）に対する認定の請求」に、「その認定」を「その認定の請求」に、「第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）」を「第七条第二項」に改める。

（政令への委任）

**第二十条**　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

総務大臣　原口　一博
法務大臣　千葉　景子
財務大臣　菅　**直**人
厚生労働大臣　長妻　昭
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

---

国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年三月三十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

**法律第二十号**

国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律

（砂防法の一部改正）

**第一条**　砂防法（明治三十年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「前項費用」を「砂防工事ニ要スル費用」に改める。

第四十九条を次のように改める。

**第四十九条**　第十四条第二項ノ規定ノ平成二十二年度ニ於ケル適用ニ付テハ同項中「砂防工事」トアルハ「砂防工事又ハ災害ニ因ル危険ナル状況ニ対処スル為ニ速カニ施行スルコトヲ要スルモノトシテ政令ヲ以テ定ムル砂防設備ニ係ル工事」トス

第五十条及び第五十一条を削り、第五十二条を第五十条とする。

（道路の修繕に関する法律の一部改正）

**第二条**　道路の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項ただし書を削る。

（道路法の一部改正）

**第三条**　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「第二条第二項に規定する」を「の規定の適用を受ける」に改める。

第五十条の見出しを「（国道の管理に関する費用負担の特例等）」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　指定区間内の国道の災害復旧に要する費用は、国がその十分の五・五を、都道府県がその十分の四・五を負担する。

第五十条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第十三条第二項の規定による指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理に要する費用は、当該都道府県又は指定市の負担とする。

第五十三条第一項中「維持、修繕その他の管理」を「災害復旧」に、「から第三項まで」を「、第二項又は第四項」に、「基く」を「基づく」に改め、同条第二項中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

附則第二項を次のように改める。

2　第五十条第二項及び第五十三条第一項の規定の平成二十二年度における適用については、第五十条第二項中「災害復旧」とあるのは「災害復旧又は安全かつ円滑な道路の交通